

沖縄子供の貧困緊急対策事業

令和5年度予算額：16.8億円（1.2億円増）

- 沖縄県は一人当たりの県民所得が全国最低水準にあり、また生活保護の受給率やひとり親家庭の割合が多いなど沖縄の子供の貧困の実態は深刻な状況にあることから、根本的対策である沖縄の産業振興と両輪で、平成28年度から「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を実施。

【3つの沖縄独自の取組】

① 小中学校におけるスクリーニングの支援（支援対象児童の網羅的把握・早期対応）【新規】

- 市町村が、小中学校において、全子供を対象に、出欠の状況、学習状況、生活状況、家庭の経済状況などを把握し、支援の必要が高いと思われる子供をAIにより抽出し、校内のチーム会議で対応を検討する。
 - ※ 令和2年度より、大阪府立大学山野教授に委託して試行的に実施しており、令和3年度は、糸満市及びうるま市で実施。令和5年度からは、新たに県内市町村のスクリーニング導入に係る経費（導入調整を行う職員の人件費や研修に係る経費など）を支援。

② 子供の貧困対策支援員の配置に対する支援（把握した支援対象児童の家庭に対する積極的なアウトリーチ支援）

- 子供の貧困対策支援員が小学校等との情報連携により把握した貧困家庭等に対して、アウトリーチにて支援を行う。具体的には、社会的に孤立している個々の家庭を訪問してその悩みを聞きながら、福祉による経済支援、子供の居場所の支援、沖縄県が行う無料塾の学習支援などにつなぐ。
 - ※ 子供の貧困対策支援員の数
105人（平成28年度） → 113人（令和3年度）
 - ※ 子供の貧困対策支援員による支援を受けた人数
3,044人（平成28年度） → 8,625人（令和3年度）

③ 子供の居場所の運営支援（支援対象児童に対する地域における継続支援の場）

- 子供の居場所において、食事を十分にとれていない子供などに対して食事の提供等の生活支援を行ったり、学校の宿題を見るなどの学習支援等を継続して行う。子供にとっても、親以外の大人（居場所の支援員や学生ボランティア）と交流して認められることにより、自己肯定感の向上や将来に対する希望の醸成などが図られる。
- 令和元年度より、登校拒否の子供などに対して専門的な支援を行う「拠点型子供の居場所」や、沖縄に多い10代の妊娠した女性を支援する「若年妊産婦の居場所」の運営支援を開始。
 - ※ 子供の居場所等の数
122か所（平成28年度） → 156か所（令和3年度）うち従来型居場所：138か所 拠点型子供の居場所：13か所 若年妊産婦の居場所：5か所
 - ※ 居場所の延べ利用者数
17.0万人（平成28年度） → 27.7万人（令和3年度）

- 上記のほか、
 - ・ 子供の貧困対策支援員及び子供の居場所の支援員の研修に対する支援、小規模離島への子供の貧困対策支援員の定期的な派遣に対する支援、子供の居場所の開設や運営を支援する自治体の取組への支援、子供の居場所への学生ボランティアの派遣に対する支援や、
 - ・ 子供の居場所等において子供等を対象に保健に関する教育や相談支援を行う「子供の居場所に係る保健事業」、避妊などに悩んでいる女性を対象に女性の避妊支援に係る経験がある女性相談員による相談支援を行う「女性の避妊に係る相談支援事業」などを実施。